

教職員をふやし長時間労働の是正を求める要望意見書

中央教育審議会は平成31年1月25日、教員の長時間労働の是正に向けた答申を決定し、柴山文部科学大臣に提出しました。不要不急な業務の削減など、業務削減の足がかりとなる内容がある程度盛り込まれましたが、異常な長時間労働の解消に必要な教職員増が盛り込まれませんでした。

中央教育審議会の議論では、「持ち時間数の上限を」、「人材確保、予算確保を」と多くの委員から教職員の定数増を求める意見が出されましたが、予算を伴う抜本増は先送りされた形です。

答申は、「より短い在校時間でその成果を上げた教師に高い評価を付与する」と、効率や時短を重視する方向が打ち出されましたが、必要な授業準備や子どもへの丁寧なかかわりが問題視されることになれば、行き届いた教育の願いからはずれ、本末転倒です。

現場から聞かれる声は、教職員1人当たり1日4こまの授業負担という国の基準がなくなったことが長時間労働の大もとにあるとの指摘です。教職員増なしに現在的大幅な残業時間をなくそうとすれば、現場では無理が来ます。

よって、国においては、持ち時間数の上限を定め、そのための定数改善を行うことを柱に、非正規教員の正規化と待遇改善も含め、教職員をふやし長時間労働を是正するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣